

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
番地先まで	東松山市大字岡字下原一七四番一地先から 同市大字岡字西谷一一四四	区 間
一〇・七七〽四〇・〇四	一〇・六〇〽一五・〇二	敷地の幅員 (メートル)
三〇五・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事		備考